

陳情番号	陳情第54号	受理日	平成26年8月29日
件名	陳情第44号「若草町2丁目マンション計画についての陳情」採択後の市の対応についての陳情		
陳情者	住所 西宮市若草町2丁目 ^{氏名(団体名)} 森脇孝之ほか4名		

【陳情趣旨】

平成26年3月定例会に於いて、陳情第44号「若草町2丁目マンション計画についての陳情」が全会一致で採択されました事につきましては、議員各位に対して心より感謝申し上げます。

この陳情には2つの陳情項目がございました。

1. 当該地区の特性・歴史的変遷を踏まえた開発計画となるように指導すること。
2. 周辺地域住民との協議が整うまでは、一方的に開発計画を進めないこと。

この陳情が採択されたにもかかわらず、開発指導課のとってきた行動は、陳情事項を軽視したものと言わざるを得ません。これは明らかに、市当局の議会軽視であると言えます。

事業者による近隣協議は5回開催されましたが、協議らしい協議は全く出来ておりません。周辺地域住民からは多くの要望が出されました、ほぼゼロ回答です。当初案から建物のボリュームは全く変わっていません、変わったのは廊下の手すりや、非常階段の腰壁くらいのものです。

周辺地域住民は、全く納得しておりません。

この様な状況で、8月8日金曜日、開発指導課は事業者に朱書きの許可をだしました。

事業者から周辺地域住民に対して、そろそろ朱書きの許可が出る旨の話が8月1日金曜日の夕刻にあり、8月4日月曜日午前9時から、周辺地域住民4名と建築・開発指導部部長、開発指導課課長、当案件の担当係長とで協議を行い、まだ朱書きの段階ではない、許可を出すのには少なくともあと2週間はかかる旨の確約を得ました。

しかしながら、わずか4日後に朱書きが入った事に対して、周辺地域住民は事業者のみならず、市当局にたいしても大きな不信感を抱いております。

【陳情事項】

1. 開発指導課に於いては、陳情第44号の陳情事項に則った手続きを行うよう指導すること。
2. 当案件に於いて、当局は、地域住民に対する正しい情報提供に努め、関係業者に対して、もう一度協議の段階に戻るよう指導すること。